

公 示 日 : 2025 年 6 月 18 日 (水)

調達管理番号 : 25a00250

国 名 : 全世界

担 当 部 署 : 社会基盤部 運輸交通グループ第一チーム

調 達 件 名 : 全世界道路アセットマネジメント成熟度指標取りまとめに関する業務 (国内業務)

適用される契約約款 :

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

本契約は、国内業務となり、経費積算方法と約款上の扱いが異なる部分があります。詳細は「9. 見積書作成に係る留意点 (1) 報酬について」をご覧ください。

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 道路アセットマネジメント
- (2) 格 付 : 4号
- (3) 業務の種類 : 基礎情報収集・確認調査

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 7 月 25 日から 2026 年 2 月 27 日
- (2) 業務人月 : 2.5
- (3) 業務日数 : 国内業務 50 日

現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 7 月 2 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募

者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照
ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 4 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 7 月 11 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 48 点
- ② 語学力 16 点
- ③ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	道路アセットマネジメントに係る各種業務
対象国及び類似地域	全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

近年、開発途上国においてはインフラ全般の整備需要が高まり、アジア・大洋州地域の開発途上国で 2030 年までに約 26 兆ドルの整備需要があるとアジア開発銀行（ADB）は試算している。また、新興国では短期間に日本の高度成長期以上のインフラ施設が新規建設されている。一方で、2020 年代後半には、開発途上国でも日本同様に供用開始後約 50 年が経過するインフラが増え、1970 年代以降において我が国が東南アジア諸国をはじめとする各国において、支援してきた道路インフラも老朽化を迎えることになる。

このような状況から、将来的に必要となる道路インフラの膨大な維持管理・更新費用が各国の国家財政に多大な負担となることは必然であり、この負担を可能な限り低減させるためには、開発途上国において道路アセットマネジメントの取組みを推進することが必要不可欠となっている。

2017 年 10 月には、道路アセットマネジメントプラットフォーム（以下、「当プラットフォーム」という）を立上げ、産学官の体制の下、道路インフラの予防保全型の維持管理の定着やアセットマネジメント手法に基づいた効果的かつ効率的な道路行政の実現を目指している。

その一環で、2024 年度には、関連課題別研修の参加者の出身国における道路アセットマネジメント状況を、参加者本人による回答が可能な、従来のものと比べてより簡便な新成熟度指標を開発した。同指標を用いて開発途上国の道路アセットマネジメントレベルを数値として可視化し、今後の開発協力方針の検討材料として活用することが期待されている。

上記を踏まえ、本調査では、開発途上国の道路アセットマネジメントレベルの情報を収集・分析するために、関連する課題別研修参加者より新成熟度指標算出のための質問票回答を収集する、同回答結果をもとに各国の道路アセットマネジメント成熟度調査の結果を数値化し、地図上に各国の成熟度を可視化する作業を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発途上国の道路アセットマネジメントレベルの情報を収集・分析するために、関連する課題別研修、長期研修参加者より新成熟度指標算出のための質問票回答を依頼、収集する。また同回答結果をもとに各国の道路アセットマネジメント成熟度調査の結果を算出、分析し、地図上に各国の成熟度を可視化する作業を実施する。

調査対象サイト、方針、活動については以下を想定している。

調査対象サイト：

道路アセットマネジメント成熟度指標取りまとめに関する業務では、関連課題別研修の実施拠点である国内6か所（札幌、東京、関西、中国、長崎、沖縄）での道路アセットマネジメント新成熟度指標算出のための質問票回答の収集を予定している。

方針：

本調査の結果は、今後の JICA 道路アセットマネジメントクラスターにおける新規案件形成戦略策定の基礎情報として、各国の道路アセットマネジメントクラスター指標として活用することを想定している。また、調査結果については対外的に公開し、日本国内の道路アセットマネジメント研究者初め、関係者が活用可能なものとする。

活動：

I 課題別研修参加者より新成熟度指標データを収集（含む参加者への回答方法説明）
II 収集したデータを判読し、各国の新成熟度指標を算出し¹、地図情報上に取りまとめる。

対象となる具体的担当事項は以下のとおりである。対象となる課題別研修の実施時期は、10. の特記事項を参照のこと。

（1）各課題別研修

●研修開始前（各課題別研修の開始1か月前～開始まで）

- ① JICA社会基盤部運輸交通グループと打合せを行う
- ② 対象課題別研修への参加者（連絡先は発注者より各課題別研修来日1か月前までに提供）に対しては、新成熟度指標の質問票回答様式を送信し、必要なデータ収集、回答様式への記入を依頼する。参加者からの質問等がある

¹ 定められた算出手法があるので、そちらを使用して算出する。

った場合は対応する。

●研修実施中

- 1 対象となるJICA課題別研修開始時に研修現場に赴き、研修参加者より回答を回収する。ただ、この時点では回答を記入できていない可能性があるため、回答が記入できていないものに対しては、記入に対する指導を行うものとする。
- 2 上記で回収した回答について、入力内容や項目選択に不備がないかを確認する。
- 3 対象となる JICA 課題別研修終了時に赴き、回答の不備等について研修員に對面を確認し、データを最終化する。

(2) 長期研修の留学生

- 1 長期研修の留学生（連絡先は発注者より契約締結後に共有）に対しては、随時、新成熟度指標の質問票回答様式を送信し、必要なデータ収集、回答様式への記入を依頼する。参加者からの質問等があった場合は対応する。
- 2 長期研修の留学生に対しては、上記（1）各課題別研修のプロセスについて、全てオンライン対応で行う。

(3) 収集データ整理業務

- ① 上記（1）、（2）で回収されたデータをもとに、各国の道路アセットマネジメント成熟度のランク付け（四段階）を行う。
- ② 白地図上に各国の成熟度を色づけする。
- ③ 担当分野にかかる業務完了報告書を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務計画書

実施する業務内容を関係者と共有するために作成。全体の業務及び各国内

センターでの具体的内容（案）などを記載。

- ・和文 6 部（JICA 社会基盤部、課題別研修実施国内機関へ簡易製本したものを各 1 部）
- ・電子データ（JICA 社会基盤部、課題別研修実施国内機関）

(2) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

2026 年 2 月 27 日(金)までに提出。

業務完了報告書（和文）を、JICA 社会基盤部に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月（2024 年 7 月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬について 報酬単価（上限額）については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料 2 「報酬単価表」の 1. の「(2) 国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等 を直接積算ください。

見積書の様式は以下の URL に掲載しています。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_since_201404.html

「見積書（兼契約金額内訳書）-2023 年 7 月公示分以降（国内業務）」をお使いください。

(2) 航空賃及び日当・宿泊料等

本調査の業務従事者は JICA 国内機関（JICA 札幌、JICA 東京、JICA 関西、JICA 中国、JICA 九州、JICA 沖縄）への 国内出張・外勤を以下の回数・期間で想定しています。なお、下記国内出張の期間は、いずれも往復の移動日を含みます。

JICA 札幌：出張回数 4 回、各 2 日間
JICA 東京：外勤回数 2 回、各 1 日間
JICA 関西：出張回数 2 回、各 2 日間
JICA 中国：出張回数 2 回、各 2 日間
JICA 九州：出張回数 2 回、各 2 日間
JICA 沖縄：出張回数 2 回、各 2 日間

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 研修実施日程

本業務では各課題別研修期間中に必要な情報を集める想定であり、対象となる課題別研修の実施日程（研修開始日～研修終了日）は以下を予定しています。（日程は前後する可能性があります。）

道路維持管理、JICA 札幌センター：第 1 回：2025 年 7 月 17 日（木）～2025 年 8 月 22 日（金）、第 2 回：2025 年 10 月 9 日（木）～2025 年 11 月 15 日（土）

橋梁維持管理（技術者向け）、JICA 関西センター：2025 年 9 月 11 日（木）～2025 年 10 月 28 日（火）

道路維持管理、JICA 沖縄センター：2025 年 10 月 24 日（金）～2025 年 11 月 27 日（木）

道路維持管理、JICA 中国センター：2026 年 1 月 8 日（木）～2026 年 2 月 19 日（木）

道路アセットマネジメント、JICA 東京センター：2026 年 1 月予定（具体的な実施期間未定）

橋梁アセットマネジメント、JICA 九州センター：2026 年 2 月予定（具体的な実施期間未定）

② 業務体制

本業務に係る業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

(ア) 空港送迎：なし

(イ) 宿舎手配：なし

(ウ) 車両借上げ：なし

(エ) 通 訊 備 上：なし

(オ) 日程のアレンジ：担当国内機関及び研修委託先への第一報は発注者より行います

(カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ③ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ④ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますの

で、そちらへの入力をお願いします。

以上